第2回岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業 最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和5年10月13日午前9時58分~午後0時08分

- 主な審議事項〈公開・非公開〉
 - 1 関係労使参考人からの意見聴取について
 - 2 金額審議
 - 3 その他

| 出 | 公益 | 3/3 |
|----|----|-----|
| 席状 | 労側 | 3/3 |
| 況 | 使側 | 3/3 |

○ 審議要旨

1 関係労使参考人からの意見聴取について

事務局が、関係労働者参考人及び関係使用者参考人から提出された「参考人意見書」を読み上げ説明した。

2 金額審議

【労働者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】

我々は、労使で結ばれた労働協約を未組織労働者に拡張適用させることを目的とし、早期に未 組織労働者の最低賃金を労働協約で結ばれている最低賃金に近づけることが重要と考える。労働 協約を締結している企業の中で一番低い最低賃金額は 966 円であるため、966 円を提示 (+58 円)。

【使用者側の基本的な考え方、金額提示及び根拠】

県内製造業の景況、鉱工業の景況、鉄鋼業の景況、地方最低賃金の審議経過及びエネルギーや 原材料、資材等物価の高騰の現状を勘案すれば、一定の引き上げは必要と認識している。

令和 5 年賃金改定状況調査結果「第 4 表①一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」を参考とし、C ランク製造業の賃金上昇率 2.2%を現行の特定(産業別)最低賃金 908 円に乗じ、 $908\times2.2\%=19.97$ 、19 円引上げの 927 円を提示。

【審議経過】

労使の主張に対する審議が進められ、部会長より金額の再提示を促したが、労使双方とも再提示はなく、公益側と労働者側、公益側と使用者側の個別協議を行った。労働協約ケースに関して、労働者側と使用者側とで認識の違いがみられたことから、全体会議で改めて確認した。

労働者側、使用者側とも次回専門部会には、歩み寄りを見せる意向であり、再提示額を準備することとなった。

3 その他

労働者側委員から、議論はしつかり尽くしたいとの要望が出された。

○ 次回開催日

会議名 令和5年度第3回岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金専門部会日 時10月18日午前9時

場 所 盛岡第2合同庁舎5階会議室